

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二十七号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五十七条の二第二項(同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。)及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「四十九万円」を「五十万円」に改める。第二十九条の七第二項第九号中「五十四万円」を「五十八万円」に改め、同条第五項第一号中「四十九万円」を「五十万円」に、「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同項第三号口中「二十七万円」を「二十七万五千円」に改め、同号八中「四十九万円」を「五十万円」に改める。附則第四条第二項第六号中「五十四万円」を「五十八万円」に改める。

附則

- 1 (施行期日) この政令は、平成三十年四月一日から施行する。(経過措置)
2 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。
3 国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日(同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。)がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。
4 この政令による改正後の第二十九条の七第二項及び第五項並びに附則第四条第二項の規定は、平成三十年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十九年年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三

府 令

○内閣府令第四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十九年法律第二十五号)の施行に伴い、及び子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。(傍線部分は改正部分)

Table with 2 columns: 改正後 (Right) and 改正前 (Left). It details amendments to Article 15 of the Child Care and Education Act, comparing the new and old provisions regarding childcare facilities and staff requirements.

附則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

府 令 ・ 省 令

○内閣府令第一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十九年法律第二十五号)の施行に伴い、及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三
文部科学大臣 林 芳正
厚生労働大臣 加藤 勝信

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年文部科学省令第二号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（法第三条第一項の主務省令で定める場合）</p> <p>第三条 法第三条第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 保育所に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事又は同法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）の長の委任を受けて当該都道府県又は指定都市の教育委員会が行う場合</p> <p>二 都道府県知事又は指定都市の長が、前号に規定する事務を地方自治法第八十条の二の規定に基づき当該都道府県又は指定都市の教育委員会が補助執行を行つてゐることその他の当該都道府県又は指定都市における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県又は指定都市の教育委員会が認定こども園の認定を行うことが適当と認めその旨を定めた場合</p> <p>（法第三条第五項第四号ただし書の主務省令で定める二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととする）</p> <p>第四条 法第三条第五項第四号ただし書の主務省令で定める二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととする</p>	<p>（法第三条第一項の主務省令で定める場合）</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>一 保育所に係る児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合</p> <p>二 都道府県知事が、前号に規定する事務を地方自治法第八十条の二の規定に基づき当該都道府県の教育委員会の職員が補助執行を行つてゐることその他の当該都道府県における幼稚園及び保育所に関する事務の執行等の状況に照らして当該都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行うことが適当と認めその旨を定めた場合</p> <p>（法第三条第五項第四号ただし書の主務省令で定める二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととする）</p> <p>第四条 法第三条第五項第四号ただし書の主務省令で定める二本文に規定する認定の取消しに該当しないこととする</p>

であると認められるものは、都道府県知事（同条第一項に規定する指定都市所在施設（以下単に「指定都市所在施設」という。）である幼稚園若しくは保育所等又は同条第三項に規定する連携施設（以下単に「連携施設」という。）については、当該指定都市の長、第七条第一項第一号、第二十八條第一号及び第二十九條第二号において同じ。）（法第三条第一項又は第三項の規定により都道府県又は指定都市の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあつては、都道府県又は指定都市の教育委員会、第二十八條及び第二十九條において同じ。）が法第三十條第二項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分となった事実及び当該認定の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与してゐると認められない場合に係るものとする。

2 [略]

第七條 法第三條第八項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第三條第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二條第二項第一号の規定により都道府県が定める区域（指定都市の長が法第三條第一項又は第三項の認定を行う場合にあつては、子ども・子育て支援法第六十一條第二項第一号の規定

であると認められるものは、都道府県知事（法第三条第一項又は第三項の規定により都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあつては、都道府県の教育委員会、第二十八條及び第二十九條において同じ。）が法第三十條第二項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分となった事実及び当該認定の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となつた事実について組織的に関与してゐると認められない場合に係るものとする。

2 [同上]

第七條 法第三條第七項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第三條第一項又は第三項の認定の申請に係る施設の所在地を含む区域（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十二條第二項第一号により都道府県が定める区域をいう。以下この条及び第二十二條第一項において同じ。）における特定教育・保育施設（同法第二十七條第一項に規定する特定教育・

により当該指定都市が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。における特定教育・保育施設（同法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下この項及び第二十二條第一項第一号において「市町村計画」という。）に基づき整備をしようとするものを含む。以下この項及び第二十二條第一項において同じ。）の利用定員の総数（当該申請に係る施設の事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請施設事業開始年度」という。）に係るものであって、同法第十九條第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものをいい、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している幼児の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している幼児の総数を勘案して都道府県知事が定める数）の合計数が、同法第六十二條第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下この条及び第二十二條において「都道府県計画」という。）（指定都市の長が法第三條第一項又は第三項の認定を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市が定める市町村計画。以下この条において同じ。）において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同法第十九條第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既

保育施設をいい、同法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（第三号及び第二十二條第一項第一号において「市町村計画」という。）に基づき整備をしようとするものを含む。以下この項及び第二十二條第一項において同じ。）の利用定員の総数（当該申請に係る施設の事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請施設事業開始年度」という。）に係るものであって、同法第十九條第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数（申請施設事業開始年度に係るものをいい、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している幼児の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している幼児の総数を勘案して都道府県知事が定める数）の合計数が、同法第六十二條第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下この条及び第二十二條において「都道府県計画」という。）において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（申請施設事業開始年度に係るものであって、同法第十九條第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認める場合

に達しているか、又は当該申請に係る施設の認定によつてこれを超えることになると認める場合

2 「一・三 略」

〔幼保連携型認定こども園の園長の資格〕

第十二條 園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八條の十八第一項（国家戦略特別区域法第十二條の五第五項に規定する事業実施区域内にある幼保連携型認定こども園にあっては、同法第八項において準用する場合を含む。）の登録を受けており、及び、次に掲げる職に五年以上あることとする。

〔一〕八 略

九 児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の長の職

十 児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職

十一 児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設及び連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職

〔十二〕十六 略

（幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等）

第十五條 「略」

2 法第十六條の届出を行った市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この項において同じ。）又は法第十七條第一項の認可を受けた者は、前項各号に掲げる事項（市町

〔二〕三 同上

2 「同上」

（幼保連携型認定こども園の園長の資格）

第十二條 「同上」

〔一〕八 同上

九 児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設及び法第三條第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職

十 児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設及び法第三條第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職

十一 児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設及び法第三條第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職

〔十二〕十六 同上

（幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請又は届出等）

第十五條 「同上」

2 法第十六條の届出を行った市町村（市町村が単独で又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む。以下この項において同じ。）又は法第十七條第一項の認可を受けた者は、前項各号に掲げる事項（市町

村にあっては第一号及び第六号に掲げる事項を除く。を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事（指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（第二十九条において単に「中核市」という。）（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）に届け出なければならない。

3 「略」

（法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合）

第二十二條 法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（子ども・子育て支援法第六十二条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域（指定都市等の長が認可を行う場合）にあっては、同法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域）をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（当該申請に係る幼保連携型認定こども園の事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請幼保連携型認定こども園事業開始年度」という。）に係るものであって、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数（申請幼保連携型認定こども園

村にあっては第一号及び第六号に掲げる事項を除く。を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長）に届け出なければならない。

3 「同上」

（法第十七条第六項ただし書の主務省令で定める場合）

第二十二條 「同上」

- 一 法第十七条第一項の設置の認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合）にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第二項第一号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この条において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（当該申請に係る幼保連携型認定こども園の事業の開始を予定する日の属する事業年度（以下この条において「申請幼保連携型認定こども園事業開始年度」という。）に係るものであって、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）及び特定教育・保育施設以外の幼稚園の収容定員の総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものを行い、当該特定教育・保育施設以外の幼稚

事業開始年度に係るものを行い、当該特定教育・保育施設以外の幼稚園に在籍している幼児の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している幼児の総数を勘案して都道府県知事（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては指定都市等の長）が定める数）の合計数が、都道府県計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村計画。以下この条において同じ。）において定める当該区域の特定教育・保育施設の利用定員総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認められる場合

2 「一・三 略」

（法第三十条第一項の規定による報告の方法等）

第二十九條 法第三十条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事（指定都市所在施設である認定こども園については当該指定都市の長、中核市の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人が設置するものを除く。）については当該中核市の長）の定める日までに提出することにより行うものとする。

一 「略」

園に在籍している幼児の総数が当該収容定員の総数に満たない場合にあっては、当該在籍している幼児の総数を勘案して都道府県知事（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては指定都市等の長）が定める数）の合計数が、都道府県計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、同法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村計画。以下この条において同じ。）において定める当該区域の特定教育・保育施設の利用定員総数（申請幼保連携型認定こども園事業開始年度に係るものであって、同法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によつてこれを超えることになると認められる場合

2 「一・三 同上」

（法第三十条第一項の規定による報告の方法等）

第二十九條 法第三十条第一項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事の定める日までに提出することにより行うものとする。

一 「同上」

二 当該認定こども園が法第三条第一項又は第三項の都道府県(指定都市所在施設)である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市)の条例で定める要件に適合していることを確認する必要がある事項として都道府県知事が定める事項 三 [略]	二 当該認定こども園が法第三条第一項又は第三項の都道府県の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項 三 [同上]
---	--

備考 表中「」の記載は注記である。

省 令

○財務省令第二号

国家公務員宿舎法施行令(昭和三十三年政令第三百四十一号)第十三条第二項及び第十四条第二項の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令
 第十一条第一項中「第十九条」を「第十四条第一項」に改める。

第十四条の見出し中「経過年数」を「経過年数等」に改め、同条第一項中「同一の構造の区分の有料宿舎」の下に「(単身赴任者(給与法第十二条の二第一項若しくは第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員又はこれに準ずる職員をいう。次項において同じ。)に貸与するものを除く。))」を加え、「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「異なる」を「異なる」に改め、「その床面積」の下に「の合計」を加え、「同項」を「当該各項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 単身赴任者に有料宿舎を貸与する場合には、令第十三条第二項の規定により、年数の経過に併せ、単身赴任者の負担を軽減するため、基準使用料の額に調整を加えるものとし、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替え、建築後から五年を経過することとなる日の属する年度の末日までの間の宿舎については、更に、「年数を経過することとなる場合において」とあるのは「新築に該当するもの」と、「並びに」とあるのは「及び」と、「及び年数の区分に応じ、当該経過することとなる日の属する年度の翌年度から、それぞれ同表」とあるのは「に」に「並びに、それぞれ同表の新築の区分」と読み替えるものとする。

第十五条第一項中「第十三条、前条第一項及び第十九条」を「第十三条並びに前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

第十八条第一項中「第十四条第一項、第十五条又は第十九条」を「第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条」に改める。

第十九条の前の見出し及び同条を削り、第十九条の二を第十九条とし、同条に見出しとして「特別の事情による有料宿舎の使用料の調整」を付す。

第二十条中「第六条第三項の規定」の下に「の適用」を、「第十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「第十九条」を削る。

第二十条の三の表を次のように改める。

施設の差異	有料宿舎の所在地の区分			
	一級地	二級地	三級地	四級地
屋内に設置するもの	百八十円加算	八十八円加算	七十二円加算	六十一円加算
屋外に設置するもの	百八十円控除	八十八円控除	七十二円控除	六十一円控除
				五十四円加算
				五十四円控除

別表第一(第十四条第一項関係)
 別表を次のように改める。

構造の区分	宿舎の所在地	宿舎料	金		額
			年数	金額	
一級地	五年	百二十四円	五十六円	九十九円	百六十五円
			五十六円	九十九円	百六十五円
	十年	百八十六円	四十六円	九十九円	百六十五円
			四十六円	九十九円	百六十五円
二級地	五年	百二十四円	七十六円	九十九円	百六十五円
			七十六円	九十九円	百六十五円
	十年	百八十六円	四十六円	九十九円	百六十五円
			四十六円	九十九円	百六十五円
三級地	五年	百二十四円	九十五円	九十九円	百六十五円
			九十五円	九十九円	百六十五円
	十年	百八十六円	四十六円	九十九円	百六十五円
			四十六円	九十九円	百六十五円
四級地	五年	百二十四円	九十二円	九十九円	百六十五円
			九十二円	九十九円	百六十五円
	十年	百八十六円	四十六円	九十九円	百六十五円
			四十六円	九十九円	百六十五円